

早稲田大学大学院法学研究科

2022年6月13日

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治

申請者氏名 小竹 聡

主査	早稲田大学教授	博士(法学)(早稲田大学)	水島 朝穂
	早稲田大学教授	博士(法学)(早稲田大学)	愛敬 浩二
	早稲田大学教授		金澤 孝
	津田塾大学教授		武田万里子
	早稲田大学教授		長谷部恭男

小竹 聡氏博士学位申請論文審査報告書

拓殖大学教授 小竹 聡氏は、早稲田大学学位規則第 8 条に基づき、2022 年 1 月 19 日、その論文『アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治』を早稲田大学総長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2022 年 6 月 13 日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I 本論文の目的・構成と内容

(1) 本論文の目的・構成

アメリカにおける人工妊娠中絶問題をめぐって、連邦最高裁判所は 1973 年 1 月 22 日、二つの重要な判決（Roe v. Wade および Doe v. Bolton 判決、以下単に Roe 判決という）を下した。Roe 判決は全米規模で妊娠中絶合法化をもたらし、これにより女性の中絶を選択する権利が憲法上保障されることになった。だが、実際には、Roe 判決は、選択支持派と中絶反対派の間の政治抗争を激化させる契機ともなった。以来、今日に至るまで、妊娠中絶はアメリカ社会において国内政治の動向をも左右する一大争点であり続けている。

本論文は、こうしたアメリカの妊娠中絶問題を、Roe 判決を分岐点と位置づけながら、18 世紀から 2020 年秋までの時間軸において、法と政治の交錯のなかで描き出そうとするものである。

本論文の構成としては、Roe 判決に至るまでの妊娠中絶問題の歴史的展開（第 I 部）、合衆国地方裁判所および最高裁判所における Roe（および Doe）判決の形成過程（第 II 部）、そして Roe 判決以降の妊娠中絶をめぐる政治と訴訟の展開（第 III 部）という三つの柱からなる。

(2) 本論文の内容

Roe 判決と総称されるこの一組の判決は、全米規模で妊娠中絶の合法化をもたらし、女性の中絶を選択する権利を合衆国憲法上、保障することとなった。しかし、Roe 判決以降も、妊娠中絶をめぐる法的、政治的議論は絶えることはなく、連邦最高裁判所は 1992 年、Casey 判決（Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey）において、Roe 判決の法理の再検討を行い、「女性の、自己の妊娠を終了させるか否か」の決定の「基本的権利」性を承認するとともに、当該権利の制約枠組としての「三期間分析」法理を修正しつつ、Roe 判決の「本質的判示事項」は「再確認されるべきである」と宣言した。この Casey 判決で打ち出された中絶規制に対する判断枠組は、判例法理としては維持されているもの

の、中絶の権利に敵対的な勢力とこれを擁護する側との政治的抗争は現在もなお継続し、妊娠中絶をめぐる問題は、今日に至るまで、アメリカ社会において、国内政治の動向をも左右する一つの大きな政治的争点となっている。

本論文は、こうした Roe 判決と Casey 判決を画期とするアメリカにおける人工妊娠中絶をめぐる法と政治のあり様を、18 世紀から 20 世紀半ばに至るまでの中絶規制をめぐる歴史から説き起こし、トランプ政権下の 2020 年秋に至るまでのそれぞれの局面における活動家や裁判所、政治部門の動向に焦点を合わせて網羅的、総体的に描き出そうと試みている。

序章においては、まず本論文の研究方法が示される。合衆国における中絶をめぐる法と政策の形成過程を歴史的に検証し、その動態を明らかにすること、中絶規制に関する判例法理を憲法学の観点から内在的に分析すること、その際、個々の判決を法的、専門的観点から分析するだけでなく、その判決を生み出した社会的背景をも考慮に入れて、判決の持つ歴史的、社会的意義を明らかにすることである。これにより、アメリカ社会における中絶をめぐる法と政治の史的展開を客観的に位置づけ、批判的に考察することが可能になるとしている。

本論文は、用語の問題として、abortion を「墮胎」と訳した上で、「墮胎の権利」が憲法上の権利として認められるかどうかを論ずる従来の議論とは異なり、「墮胎」という語に含まれる道徳的響きを回避するため、この語を「人工妊娠中絶」または「妊娠中絶」、あるいは単に「中絶」と呼称するとしている。また、「選択支持派」(プロ・チョイス)と「生命尊重派」(プロ・ライフ)という名称を使用せず、歴史的文脈において必要な場合を除き、「選択支持派」と「中絶反対派」という語を用いるとしている。

第 I 部「妊娠中絶問題の史的展開」においては、アメリカにおける妊娠中絶をめぐる法制度の歴史を振り返るとともに、Roe 判決に至るまでの妊娠中絶合法化運動の諸相について、それぞれの具体的な内容を検討していく。

第 1 章においては、コモン・ローの継受に始まる 18 世紀から 19 世紀初頭にかけての時期の中絶実施のあり方、医師による中絶撲滅運動によって牽引された 19 世紀半ばにおける妊娠中絶の犯罪化の過程、そして、1960 年代後半に至るまでの違法中絶の時代を概観した後、60 年代における中絶の合法化運動の確立と、その後の中絶法の「改正」運動の展開や、その「廃止」運動への転換、さらには、60 年代後半における司法による中絶法の改革を求める運動の動向が描かれている。とりわけ、1968 年から始まった中絶法廃止に向けた急速な進展に着目し、中絶法の変革を求める運動が、なぜ中絶立法の改正から廃止へと転換していったのかを、新興のフェミニズム運動が果たした役割との関連で明らかにしていく。また、最高裁による 1965 年の Griswold v. Connecticut 判決の影響を直接に受けた若い法律家を中心とする、裁判を通じた中絶立法の変革の展望とその成果も検討している。

第2章においては、中絶立法の廃止に向けた1970年における法的、政治的動向を明らかにし、立法改革と中絶訴訟の両面で飛躍的前進の見られた1年であったことを明らかにするとともに、既存の中絶法の廃止をめぐる攻防も俯瞰される。1971～72年における中絶訴訟や立法、活動家の動向を、1971年春から72年冬までを5つの時期に分けて細かく検討し、Roe判決前夜の72年末時点での、妊娠中絶の合法化の展開状況を明らかにしている。

第II部の「合衆国最高裁判所におけるRoe判決の形成」においては、テキサス州法をめぐるRoe判決と、ジョージア州法をめぐるDoe判決を取り上げ、両事件の発端から最高裁判決に至るまでの過程が考察される。

第3章においては、地方裁判所を舞台として、それぞれの事件の提訴から第一審判決までの動向、第一審判決、その後の上訴について、その内容を検討する。特に、Roeの原告の一人であるノーマ・マコーヴィーと弁護人との間で利益の対立が見られたことを指摘し、公益のため活動する法律家が代表する将来の集団的利益と、依頼者の現在の個人的利益との間の緊張関係という、訴訟を通じた社会変革が帯び得る課題についても言及している。

第4章においては、最高裁を舞台とした判決の形成過程に焦点を合わせ、両事件についての裁量上訴の受理から1971年12月の第1回口頭弁論、その後の最高裁内部におけるやり取りを中心とする第1ラウンドと、2度目の口頭弁論を迎える前の当事者たちの動向から72年10月の再口頭弁論、その後の最高裁内部でのやり取りを中心とする第2ラウンドに分けた上で、両判決の形成過程を詳細に検討していく。ここでは、各裁判官とそのロー・クラークの果たした役割に着目することにより、Roe・Doe判決が現在の形になるまでには、最高裁裁判官やそのロー・クラークたちの相互作用が関わっていたことを明らかにする。Roe判決におけるブラックマン裁判官の法廷意見を、主としてレーンクィスト裁判官の反対意見と対比させることによって、また、Roe・Doe判決における各個別意見の内容を分析することによって、両判決の全体像を明らかにしようと試みている。

第5章においては、Roe判決が、第1に、「基本的権利」としての「女性の、妊娠を終了させるか否かの決定」権を、先例によって承認されてきた憲法上のプライバシーの権利の一内実をなすものとして承認したこと、第2に、州が有するとされる「妊婦の健康の保持および保護」と「人間生命の潜在性の保護」という二つの利益の各々が「やむにやまれぬものとなる時点を手がかりとして、当該権利の制約枠組としての「三期間分析」を導き出したことをその核心とすることが指摘される。その上で、中絶反対派による法廷意見批判論が取り上げられ、選択支持派にとっては、女性が自己の生殖能力をコントロールすることができるように保障すること、安全な中絶へのアクセスを確保し、貧富の差や地域格差、年齢に関わらず、安価で、容易に利用することができるようにすることがRoe判決後の残された課題であるとする。判決の政治的効果をめぐる議論のなかで、判決の持つ象徴的意味も明らかされる。

そして、判決がもたらした中絶の権利の保障がアメリカ社会に深く根づいていることなどを指摘して、Roe 判決のもつ意義を強調している。

第Ⅲ部「Roe 判決以降の妊娠中絶をめぐる政治と裁判の展開」においては、Roe 判決以降、現在に至るまでの妊娠中絶をめぐる法と政治の展開が取り上げられ、その意義と課題が検討される。

第6章においては、Roe 判決以降、1990 年代初頭までの時期における妊娠中絶をめぐる法と政治の状況が検討される。その期間、司法部により、貧困女性や若年女性に対する妊娠中絶の実質的制約や、中絶手術の態様に関わる多様な規制が是認されたことが批判される。

「三期間分析」の有効性に影響を及ぼしかねない第1 トライメスター期の規制が最高裁により是認される状況も生まれ、80 年代後半までに、Roe 判決の骨抜きが相当程度進行していたことが明らかにされる。また、1989 年の *Webster v. Reproductive Health Services* 判決により、Roe 判決の核心部分が最高裁多数派によって侵食されてしまったことが指摘される。その後、リベラル派ブレナン、マーシャル両判事が相次いで引退し、また、生殖の自由の実質的な保障の拡大に歯止めをかける一連の判決が僅差で出される状況が検討される。

1992 年の *Casey* 判決について、Roe 判決の明示的な判例変更ではないものの、3 名の裁判官の共同意見が、本来の Roe 判決とは相当に隔たった法理を、Roe 判決の「本質的判示事項」の名の下に創造したものであることを明らかにする。なお、本章では、妊娠中絶をめぐる議論の真の争点が、胎児の道徳的地位をめぐる争いにあるのではなく、伝統的な家父長制的家族制度の存続の是非に関わる一種のイデオロギー闘争にあると説くクリスティン・ルーカーの議論を肯定的に受け止めた上で、フェミニスト法律家のレイチェル・パインとシルヴィア・ロウによる、生殖の自由を確保し、その十全な保障を実現するための戦略と目標の内容を考察することにより、生殖の自由の保障のあり方を展望している。

第7章においては、Roe 判決の「本質的判示事項」を再確認すると宣言するとともに、「過度の負担」基準という妊娠中絶規制に関する新たな分析方法を提唱し、今日の連邦最高裁判所の妊娠中絶法理の基軸となっている *Casey* 判決の共同意見を俎上に載せて、その法理上の意義を考察する。まず、*Casey* 判決の共同意見の論理を分析し、実体的デュー・プロセスに関連して、そこには、修正14条の「自由の利益」を支える実質的根拠として性平等の論理が見られることを指摘する。また、共同意見が Roe 判決を変更しないことの理由として挙げる先例拘束性の原理を考察し、最高裁の正統性に対する国民の受け入れをめぐる共同意見の論理を検討する。さらに、共同意見が新たに導入した「過度の負担」の基準とその適用をめぐる意義と課題も明らかにする。本章では、*Casey* 判決以降の、1990 年代における中絶規制に対する最高裁の動向を確認した後、「過度の負担」基準の実効性の問題が検

討される。この時期における選択支持派にとっての最大の課題が、中絶医療従事者の深刻な不足であることを指摘し、その背景や今後の課題も提示している。

第8章においては、1960年代から90年代までの中絶反対派の運動の軌跡を歴史的にたどり、とりわけ、中絶反対運動が、70年代後半から80年代のキリスト教右派またはニュー・ライトと呼ばれる運動の隆盛とともに、それまでのカトリックを中心とした生命に対する権利を胎児にも保障するという防御的な運動から、神による万人の創造というキリスト教の概念に基づいて中絶に反対するという、より保守的な立場へと転換したことを明らかにする。また、80年代半ば以降に中絶反対運動を牽引したオペレーション・レスキューに焦点を合わせて、中絶反対派の運動が、漸進的なロビー活動から急進的な草の根の直接行動へと展開していく過程も検討されている。中絶業務を妨害するため実力行使に訴えるという一部の中絶反対派の戦術は、結局のところ、中絶反対派の大義にとって、逆効果でしかなかったと結論づける。その後の中絶反対派の運動には、直接行動部門、政治部門、アウトリーチ部門という、柔軟で、絶えず変化する構造が見られることも明らかにする。

第9章においては、90年代の「一部出生中絶(partial-birth abortion)」禁止の問題が取り上げられる。「一部出生中絶」とは、医学用語ではなく、ある医師が「拡張と牽引(dilation and extraction)」(D&X)と命名した後期中絶の方法であり、特定の中絶方法を違法化する法律に国民の支持を集める強力な道具として用いられただけでなく、世論に敏感にならざるを得ない立法者に、中絶選択の制限的な権利を支持するというアリバイを提供することによって、特定の医学的処置を禁止するという行動をもたらすことにつながったと指摘する。本章では、「一部出生中絶」をめぐる政治的争点化の過程を描写し、これを禁止する法律の合憲性が、最終的に最高裁において決着がつけられたとされる。この中絶処置の合憲性をめぐる二つの判決、2000年のCarhart Iにおける違憲判決(Stenberg v. Carhart)と、2007年のCarhart IIにおける合憲判決(Gonzales v. Carhart)との異同を検討するとともに、合憲判決が持つ中絶反対派の戦略に対する含意や中絶の権利に及ぼす影響が論じられていく。

第10章においては、2005年に始まるロバーツ・コート最初の10年間における4つのフル・オピニオン付きの判決、即ち、2006年のAyotte v. Planned Parenthood of Northern New Eng.判決、Scheidler v. National Organization for Women, Inc.判決、Carhart II判決、2014年のMcCullen v. Coakley判決を取り上げ、それぞれの判決が、訴訟を主導した運動体、原審の巡回区、裁量上訴受理の理由、そして、合衆国によるアマカス・キュリィ(裁判所の友)に着目して分析されている。また、2010年代半ばまでの、裁量上訴不受理事件を通じた最高裁の姿勢と、これを受けた中絶反対派の戦略も明らかにする。本章は、2016年に下されたWhole Woman's Health v. Hellerstedt判決を取り上げ、Casey判決で打ち出された過度の負担基準を衡量テストと位置づける多数意見の新たな理解に注目する。

第 11 章においては、2016 年 11 月、トランプの大統領当選以降に生じた、最高裁の「作り替え」の進行と、連邦下級裁の裁判官任命過程の変更のなかで、政治の分極化の時代における中絶関連事件の動向が考察される。トランプ時代においては、自らの政治的思惑を極限まで追求し、司法の中立性の外観を歪めることさえもいとわずに党派的利害の実現と支持層へのアピールを図ろうとする政治家の戦略的な行動を通じて、政治の分極化の影響が司法レベルにも及んでいることが明らかにされる。2018 年 10 月開廷期における 4 つの中絶関連事件を取り上げ、それらの事案における各裁判官の投票行動が持つ含意を考察した後、最高裁による最新の中絶判決である 2020 年 6 月の *June Medical Services L.L.C. v. Russo* 判決を取り上げ、*Whole Woman's Health* 判決で打ち出された過度の負担基準の新しい理解が、ギンズバーグが在職中に加わった最後の中絶規制事件である本件の時点においても、もはや 4 名の裁判官が支持するだけのものにとどまること、また、最高裁は、本件における中絶提供者が彼らの患者の憲法上の権利を主張するスタンディングを持つことを引き続き認めるものの、そのように明示的に主張するのは、ロバーツを含む 5 名の裁判官にとどまっていることを指摘する。2020 年 9 月に急逝したルース・ベイダー・ギンズバーグに代わり、3 人目のトランプ大統領任命裁判官、エイミー・コニー・バレットを新たに迎えた最高裁にとっては、次に取り上げる中絶事件は、中絶判例の転換期を画するかどうかをめぐる試金石になると指摘する。

なお、本論文の最後の脚注（第 11 章注 102）では、医学的緊急状態または重大な胎児障害がある場合を除いて、妊娠 15 週より後の中絶を禁止するミシシッピ州法の合憲性をめぐって、最高裁が、2021 年 5 月 17 日に、「選択的中絶を母体外生存可能性より前に一切禁止することが違憲であるかどうか」を審理するために、裁量上訴を受理したことを指摘し、2021 年 10 月開廷中には、今後の判例の方向性を決定づける、極めて重要な判決が下されると予測する。

II 本論文の評価

本論文は、アメリカにおいて中絶規制法が 1860 年代に登場し、瞬く間に全国に広がり、ほぼ百年後の 1973 年に *Roe* 判決および *Doe* 判決において無効化されたにもかかわらず、むしろこれを契機として国論を二分する争点へと拡大し、現在もなお決着がつかないどころか、両判決から 50 年近くが経過したいま、これらの判決自体が風前の灯火にあるという、中絶法をめぐる一大叙事詩とあってよい。

本論文が高く評価できるのは、第 1 に、アメリカには、David J. Garrow による *Liberty and Sexuality: The Right to Privacy and the Making of Roe v. Wade*(1998) という、中絶の権利を含む憲法上のプライバシーの権利の史的展開を辿った決定版ともいえる大著が存

在するが、1998年までの出来事に限定される同書とは異なり、本論文はその後、現在に至るまでの判例動向を漏れなく丹念にフォローするばかりでなく、焦点を中絶の権利に絞ることで、より深く、濃く問題を掘り下げること成功している点である。当該分野では、わが国において、**Garrow**の著作に勝るとも劣らぬ必読文献であることは間違いない。

第2に、その研究の方法である。個々の判決で示された法原則や法準則を淡々と描く、ありがちな外国判例研究の枠にとどまらず、妊娠中絶という骨太な問題を軸に、個々の立法や判決の背景にある、拮抗する多様な政治運動や法律家の行動を描くとともに、各判決を構成する個別の意見を執筆した各裁判官の個性を含めて叙述する、本文だけで561頁にも及ぶ論文であり、時系列的にも19世紀初頭から21世紀にまで及ぶ大河にもたとえることのできる可能な労作である。

本論文全体を通じて浮き彫りとなる論点の一つは、連邦制を含むアメリカ特有の政治機構が彼の地の法と政治の展開に与える影響である。妊娠中絶に関する各州の法制に対して連邦憲法を武器として戦おうとするプロ・チョイス派の戦略は、大統領選挙および連邦議会選挙を主戦場とするプロ・ライフ派の運動を招来し、それが連邦最高裁判所裁判官の人事を動かすとともに、判例の動揺を招くことにもなった。歴史にifは禁物ではあるが、もしRoe判決がなかったならば、妊娠中絶問題がここまでアメリカ社会の深刻な分断をもたらしていたかという疑問さえ浮かんでくる。日本の憲法学では、連邦制を含むアメリカ政治機構のダイナミックな機能を度外視して、アメリカの判例法理をつまみ食いの導入しようとする傾向がないではないが、本論文はそうした傾向が含むリスクを指し示し、警告を与えるものでもある。本論文の研究方法がすぐれている所以である。

第3に、本論文の白眉といえるのは、やはりRoe判決およびDoe判決の形成過程の分析であろう。訴訟当事者の活動、口頭弁論の様子、裁判官会議での議論展開が、入手し得る限りの膨大な資料に基づき、見事なまでに再現されている。とりわけ、最高裁裁判官たちの間での応酬は臨場感に満ち溢れており、裁判官の肉声が聴こえるかのようなようである。わが国に本論文に匹敵する研究は見当たらない。まさに圧巻である。

これらの判決形成過程を詳細に跡づけることは、判決のいわば「原意」を確定する意義をも有している。ブラックマン裁判官のドラフトは本来どのようなものであったか、それに対する他の裁判官の評価はどのようなものであり、誰がいかなる趣旨でどのような修正を提案したのか等々、Roe判決およびDoe判決に至る紆余曲折の道のりが、結果として判決の核心と射程を明確化することにつながっている。さらにこうした「原意」に基づくことで、本論文の第Ⅲ部における、Roe以後の判例の展開、とりわけ分岐点となったCasey判決の分析の説得力が一層増す効果を生み出しているともいえ、本論文の功績といえる点である。

第4に、「生殖の自由に関するフェミニスト的戦略」に関する検討は、憲法上の権利の主張が単に司法的救済のための議論としてだけではなく、政治部門のみならず裁判所をも含めた社会変革のための戦略的・実践的議論として評価されるべきことを明らかにしている。これは、判例評釈のかたちで示されるアメリカの通常の憲法学説とは一線を画する、独自の価値を明らかにしたことも本論文のすぐれた点といえるだろう。

だが、このように高く評価できる本論文にも問題がないわけではない。

第1に、本論文が焦点を中絶関連判例の展開に絞ったことで、結果として周縁へと追いやられてしまった問題群が多数あることも指摘しなければならない。Roe 判決がもたらしたインパクトは、中絶の分野以外の領域にも広く及んでいたはずである。たとえば、Roe 判決の実体的デュー・プロセス論は、一方で、権利論の文脈において、その他のプライバシーの権利や、さらに不文の権利一般の保障のあり方にも必然的に関わってくる。他方、統治機構論の文脈では、「ロックナーの悪夢」を繰り返すものだという司法積極主義批判、ひいては民主政における裁判所の役割論にも結びつくものである。例えば、妊娠中絶が大きな政治問題となり、司法の場でも争われてきた他国の事例として、ヨーロッパ人権裁判所との対立関係を含めたアイルランドでの中絶問題をめぐる法と政治の展開などもあわせて検討すれば、本論文の分析により深みと広がりを与えたのではないかと惜しまれる。

第2に、本論文の叙述から浮かび上がるのは、Roe 判決をはじめとした一連の中絶関連判例に集約的に表れるアメリカの特殊性である。それは、信仰、信条の対立が政治の領域を侵食するばかりでなく、最高裁が法によってこれを解決できるのだと、最高裁自身と国民の双方が信じている国の姿である。本論文は、裁判所中心主義的な見方、より正確には裁判官中心主義的な見方をとる。しかしながら、措定される裁判官像に一貫性が欠けているのではないかという疑問は残る。Roe 判決形成過程での裁判官は「法律家としての裁判官」(Justice as a lawyer) として捉えられているのに対し、ロバーツ・コートにおいてはもっぱら「政治家としての裁判官」(Justice as a politician) として描かれているからである。こうした視点の揺らぎは、判決それ自体の評価の妥当性にも関わってくるだけに軽視できない面をもつ。この点に関連して、Casey 判決以降の判例法理の展開を分析・評価する場合には、鍵となるケネディ裁判官の司法哲学に関する検討も必要であったのではないか。ケネディが Casey 判決の共同意見3人組から離反した理由として、「民主主義社会における討論のあり方との関連で妊娠中絶問題を捉える視点」という好意的な理解の可能性を示しておきながら、Carhart II 判決のケネディ法廷意見を批判的に検討する際には、そのような視点を欠いたオーソドックスな判例評釈的な評価の枠内にとどまっていることから、著者のケネディ判事の司法哲学に関する理解は必ずしも明らかではない。

第3に、本論文では、なぜ中絶の権利をめぐる、かくまで熾烈な対立が生じ、しかもアメリカにおいてこの対立が顕著であり、かつ激化する一方なのかという問いに関して、原理的な考察が不徹底なままに終わってしまったきらいがないわけではない。上述の通り、本論文は、裁判所ないし裁判官を中心に、中絶法と中絶の権利に関する歴史的事実をできる限り客観的に記述するというアプローチを貫いた結果、本来ならば先行するはずのこうした問いを、学際的、哲学的な観点から掘り下げ、規範的に考察するという面は相対的に弱くなるを得なかったものと思われる。この点については、最終口頭試問の席上、著者から、自らの規範的な立場を披瀝しつつ、本研究では個別の判例に対する法理内在的な評価は行ったものの、歴史全体に対する評価は敢えて控えたとの回答が得られたことを付記しておく。

第4に、本論文には、中絶禁止をめぐる政治と裁判の展開について膨大な情報が詰め込まれているので、最終章において、序章に示された研究課題との関係で、その研究成果を総括的に提示しつつ、日本の従来と比較憲法研究に対する独自の貢献に関する著者の見解を示すということもあり得たはずである。さらに欲をいえば、中絶の実態や州法の分布状況などを示す統計的な情報がもう少し加えられていれば、読者の理解により資するものとなったであろう。

とはいえ、これらの点は、本論文の網羅性と圧倒的な分量を勘案すれば、いずれも望蜀の感なしとしない。本論文全体の卓越した学術的価値をいささかも損なうものではない。

Ⅲ 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士(法学)(早稲田大学)の学位を受けるに値するものと認める。

2022年6月13日

主査 早稲田大学教授 博士(法学)(早稲田大学) 水島 朝穂 (憲法)

副査 早稲田大学教授 博士(法学)(早稲田大学) 愛敬 浩二 (憲法)

早稲田大学教授 金澤 孝 (憲法)

津田塾大学教授 武田 万里子 (憲法)

早稲田大学教授 長谷部 恭男 (憲法)
